

上尾市保育環境整備計画



令和6年3月 策定

上尾市こども未来部保育課

目次

I	計画の策定趣旨	1
II	計画の位置付け及び期間	1
III	本市の保育環境	2
1.	人口の推移	2
(1)	年齢3区分人口のうち年少人口及び生産年齢人口	2
(2)	未就学児人口	3
(3)	出生数	4
(4)	転入転出数	4
2.	保育需要の推移	5
(1)	新規保育入所申込者数	5
3.	保育供給の推移	6
(1)	保育施設数（施設区分別）	6
(2)	保育入所者数（年齢区分別）	7
(3)	保育入所者数（施設区分別）	8
(4)	支援が必要な児童の入所者数	9
(5)	待機児童数	10
4.	公立保育所の現状	11
(1)	公立保育所の使用年数	11
(2)	公立保育所の整備費	12
(3)	公立保育所の運営費	12
5.	本市の保育環境における課題	13
(1)	待機児童解消の達成・継続	13
(2)	多様化する保育需要	13
(3)	公立保育所の老朽化	13
IV	公立保育所のあり方	14
1.	公立保育所の主な役割	14
(1)	市民及び地域の私立保育園の保育の相談拠点	14
(2)	特別な支援が必要な児童への対応	14
(3)	風水害等の災害時における臨時休園時の代替保育	14
(4)	保育入所者数の調整	14
2.	公立保育所の配置方針	14
3.	公立保育所の更新に係る基準	15
4.	公立保育所の改修	17
V	今後の保育需要と必要となる保育施設数の見込み	18
1.	保育需要の見込みと予想される待機児童数	18
2.	待機児童を解消するために必要となる保育施設数	20
	改訂履歴	22

I 計画の策定趣旨

本市では、国が定める『保育所保育指針』に基づき、公立・民間の区別なく、安心・安全な保育を実施してきました。また、共働きの子育て世帯の増加など社会構造の変化に伴う保育需要の増加に対応するため積極的に民間の保育施設の整備を進めるとともに、令和5年4月には、医療的ケア児を受け入れる中心的な施設となる子ども・子育て支援複合施設「AGECOCO」に併設する大谷西保育所を整備しました。

さらに令和6年度には、新たに民間の認可保育所1箇所、地域型保育事業4箇所が開所する予定であり、長年の懸案であった待機児童数は減少するものと見込んでいます。

本市の保育需要は、短期的には増加する一方で、長期的には減少していくものと見込んでいます。また、障害児や医療的ケア児など支援が必要な児童の保育需要は高まるとともに令和8年度に国が本格実施する「こども誰でも通園制度（仮称）」などあらたな保育需要も生じている状況にあります。

また、本市の公立保育所は昭和50年前後の人口急増期に整備されたものが多く、老朽化が進行している状況にあります。

今後、待機児童を解消しつつ、これら時代の要請に適切に対応していくためには、公立保育所の役割を明確化した上で、公立・民間を含めた市全体での保育の供給体制を計画的に推進していく必要があります。そのために『上尾市保育環境整備計画』を策定し、子育て世帯の支援体制を整え、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を図ることにより、社会の宝である子どもにとって安心・安全な保育環境を目指します。

II 計画の位置付け及び期間

本計画は、本市の最上位計画である『上尾市総合計画』をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画」及び『上尾市公共施設等総合管理計画』と整合性を図ります。計画期間は5年間としますが、保育需要については、毎年度見込むこととし、大きな変動があった場合は、その都度、本計画を見直しすることとします。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟な運用を図ります。

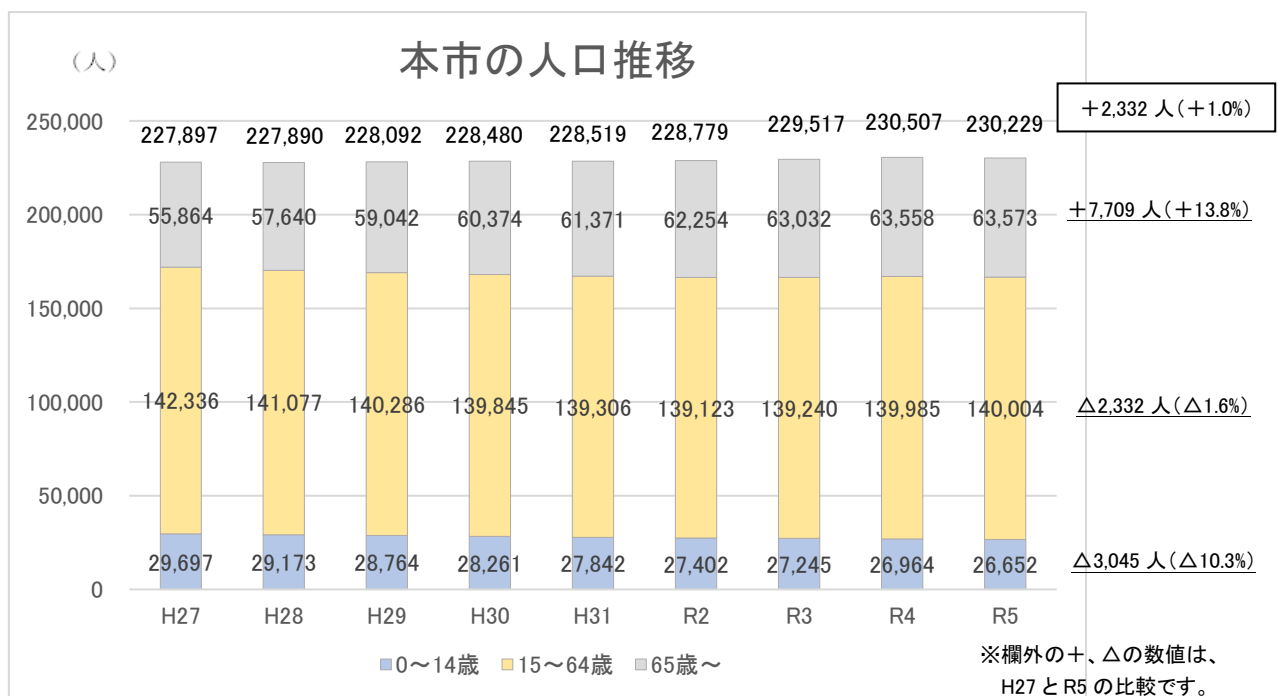
Ⅲ 本市の保育環境

1. 人口の推移

(1) 年齢3区分人口のうち年少人口及び生産年齢人口

本市の総人口は全体的には増加傾向にある一方で、保育需要の増減に影響を与える0歳から14歳までの年少人口は、毎年、微減しており、平成27年と比べて△3,045人、△10.3%となっています。

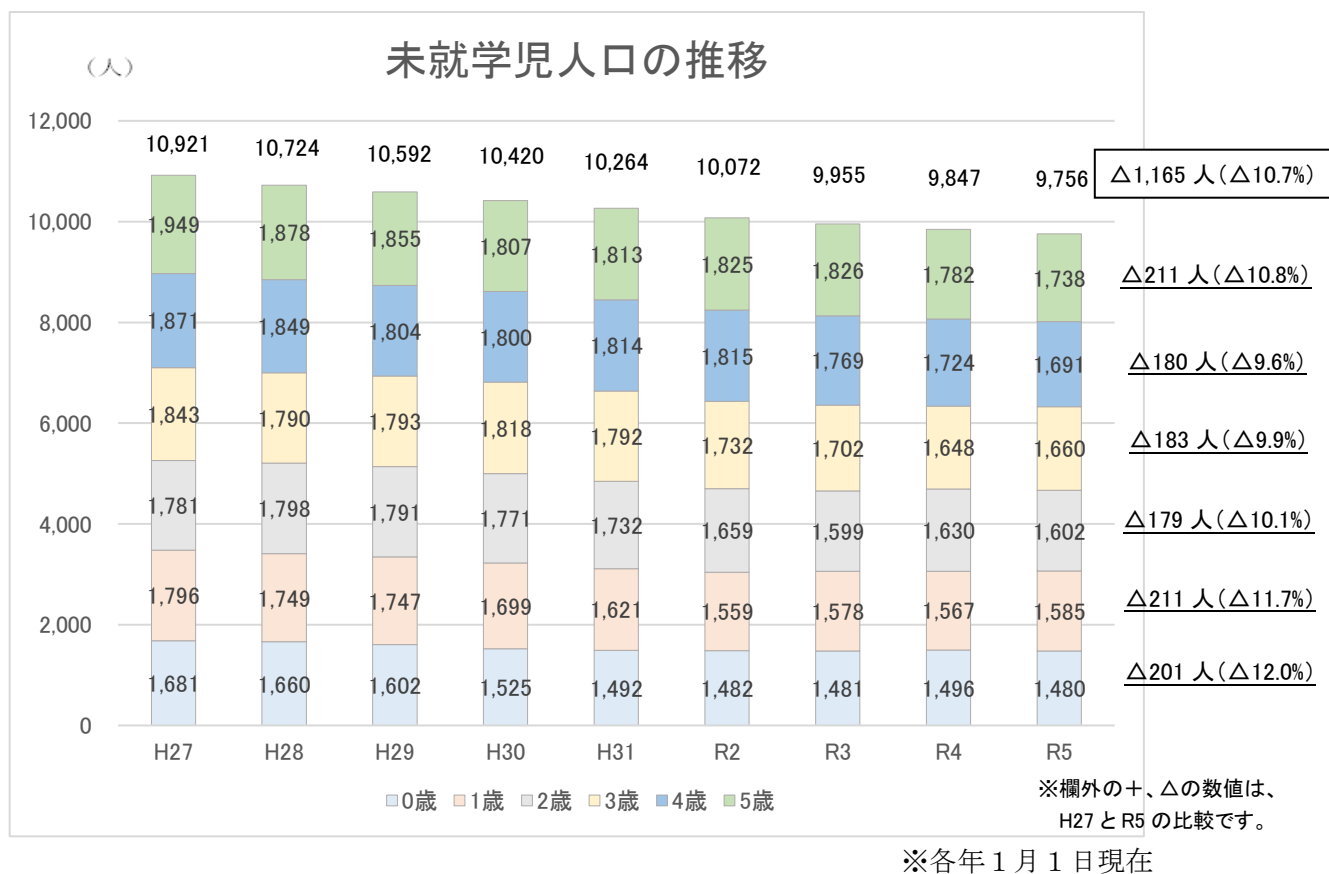
また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、全国平均と同様に減少傾向がみられ、平成27年と比べて△2,332人、△1.6%となっていますが、子育て支援策の積極的な取組などの効果もあり、令和3年からは微増に転じています。15歳から64歳までの生産年齢人口はいわゆる子育て世代を含んでおり、0歳から14歳までの年少人口と関連があるものと思われます。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

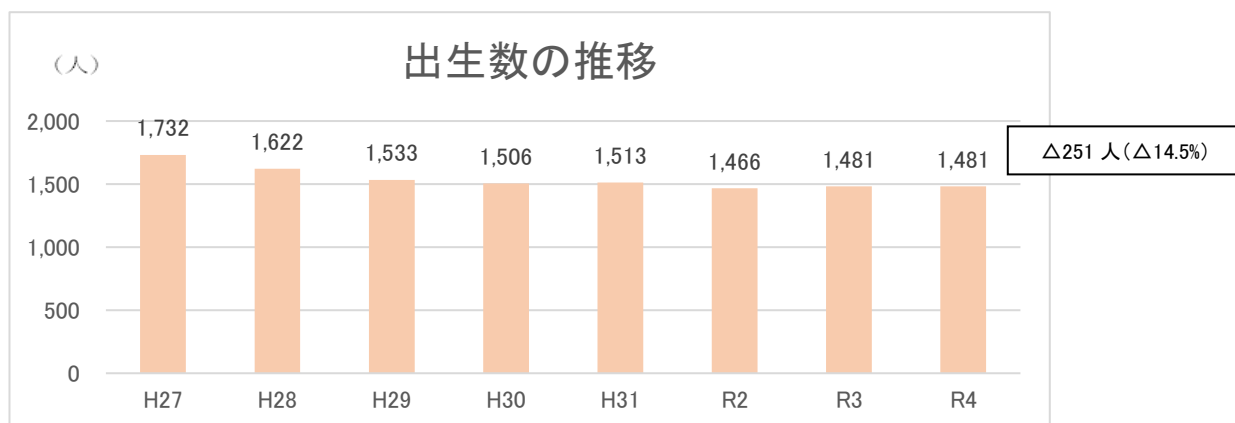
(2) 未就学児人口

保育需要に直結する未就学児人口は、0歳から14歳までの年少人口と同様に減少傾向にあり、平成27年と比べて△1,165人、△10.7%となっていますが、全国と比較するとその減少幅は小さい状況となっています。



(3) 出生数

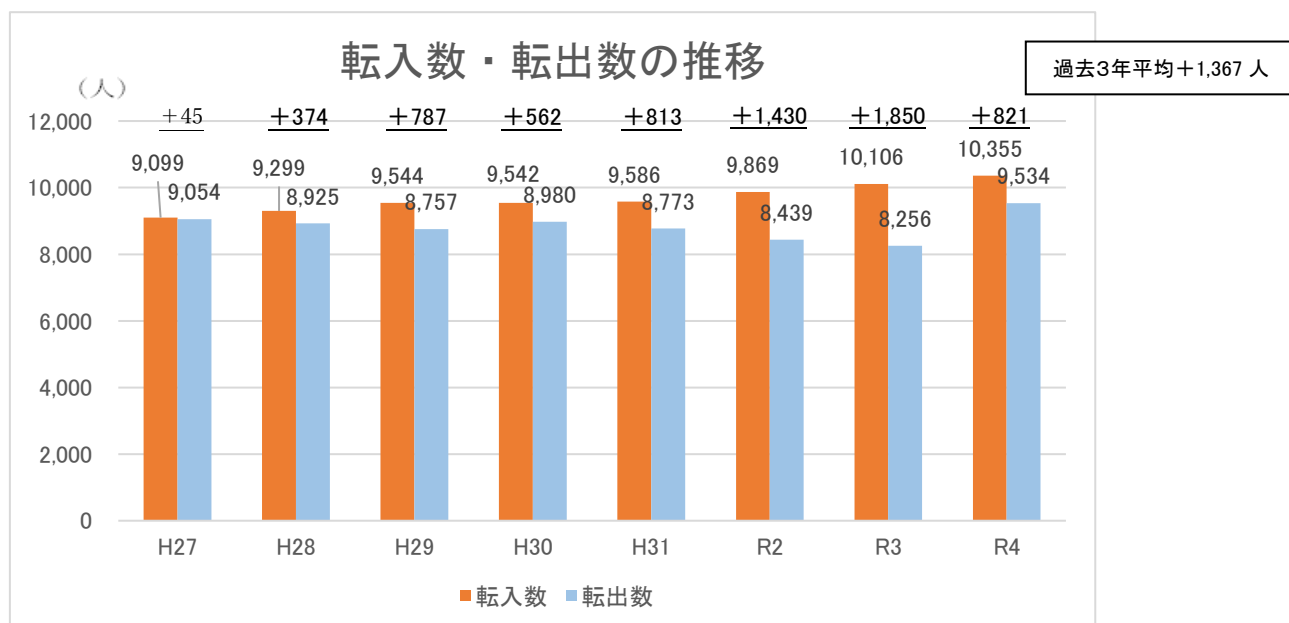
出生数は、未就学児人口と同様に減少傾向にあり、平成27年と比べて△251人、△14.5%となっていますが、全国と比較するとその減少幅は小さい状況となっています。



※欄外の+、△の数値は、H27とR5の比較です。

(4) 転入転出数

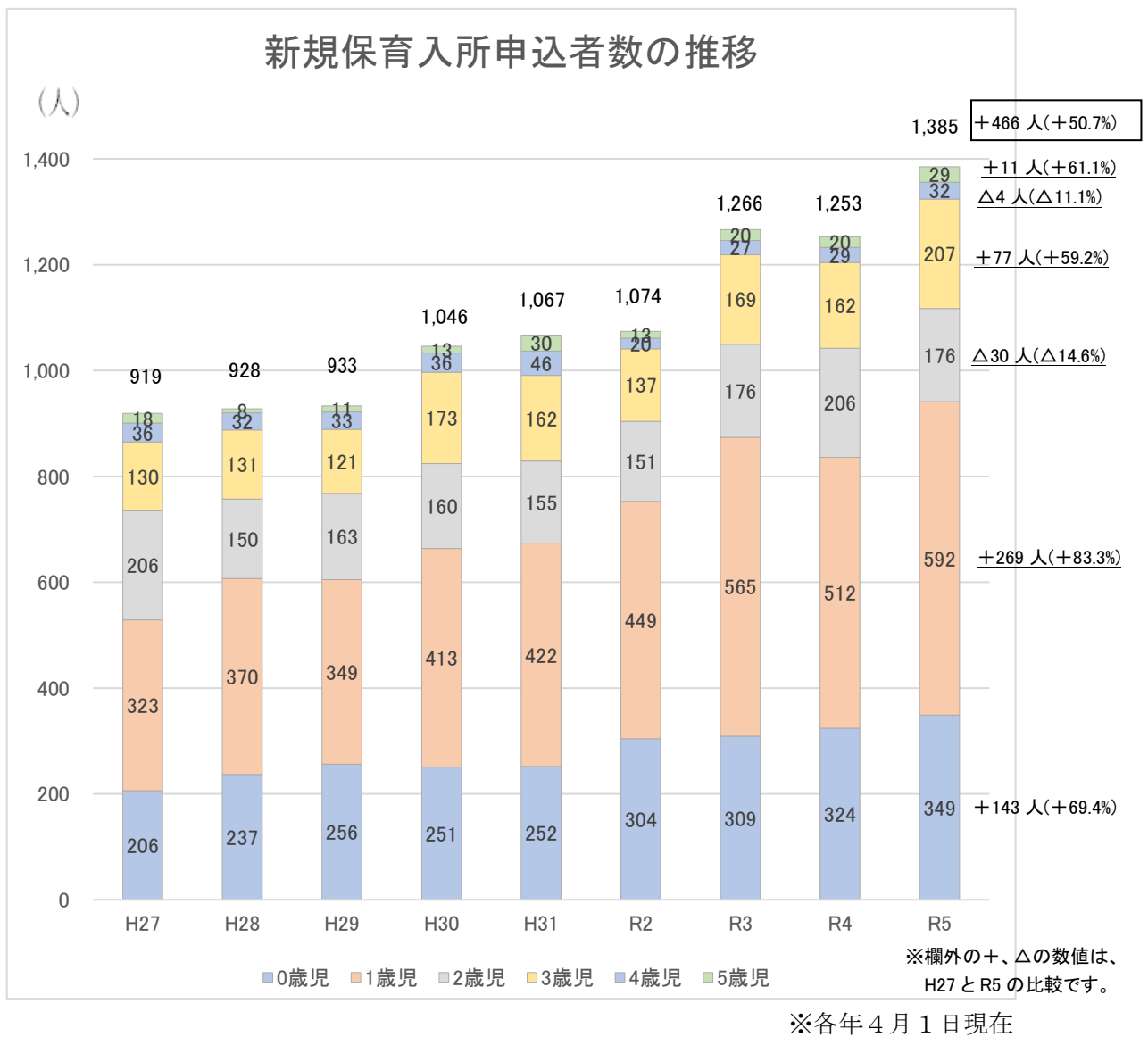
転入数は、継続的に増加している一方で、転出数は、令和4年を除き微減しています。そのため、転入、転出の差いわゆる社会動態は増加傾向にあり、過去3年の平均は+1,367人となっています。これは、前述した15歳から64歳までの生産年齢人口や未就学児人口の減少幅が全国と比較して少ないことと関連があるものと思われます。



2. 保育需要の推移

(1) 新規保育入所申込者数

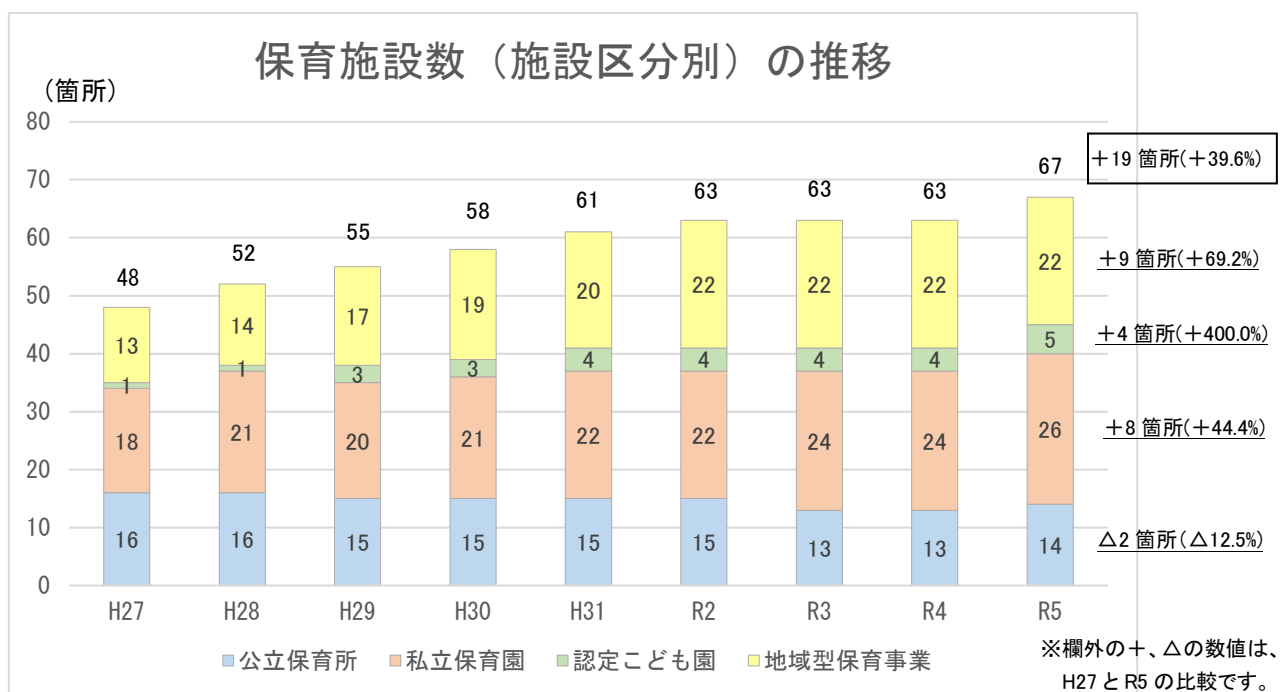
前述した未就学児人口は減少傾向が続いている一方で、新規保育入所申込者数は年々増加し、平成27年と比べて+466人、+50.7%となっています。増加率は、1歳児が+269人、+83.3%、0歳児が+143人、+69.4%と顕著になっています。未就学児人口や出生数が減少しているにもかかわらず、新規保育入所申込者数が増加していることから、共働き世帯の増加など社会構造が変化していることがわかります。



3. 保育供給の推移

(1) 保育施設数（施設区分別）

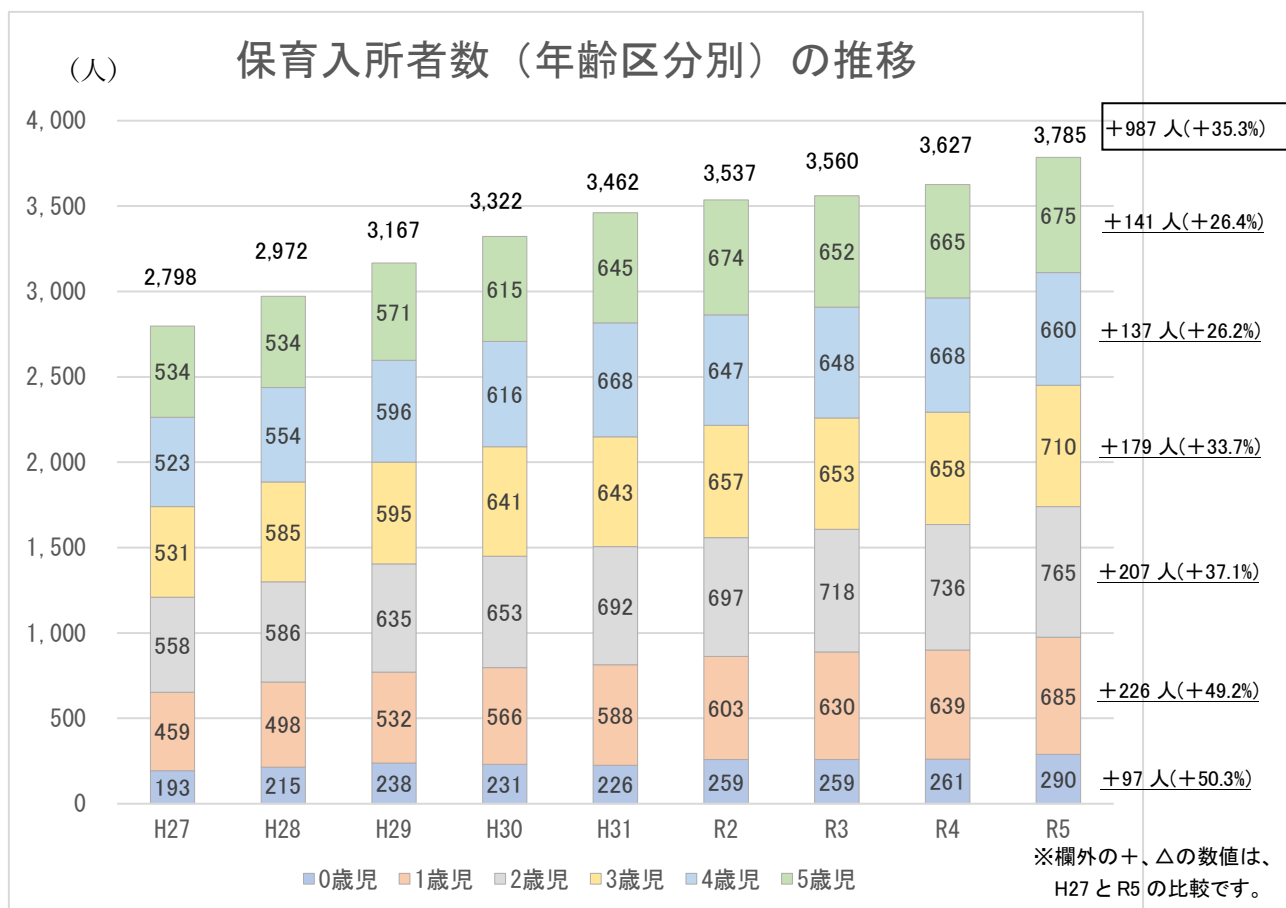
保育施設数は、平成27年と比べて+19箇所、+39.6%となっています。増加率でみると、幼保連携型認定こども園が1箇所から5箇所に+4箇所、+400.0%、地域型保育事業が+9箇所、+69.2%、私立保育園が+8箇所、+44.4%となっています。一方、公立保育所は耐震改修工事が困難な保育所の廃止・統合などにより、△2箇所、△12.5%となっています。



※各年4月1日現在

(2) 保育入所者数（年齢区分別）

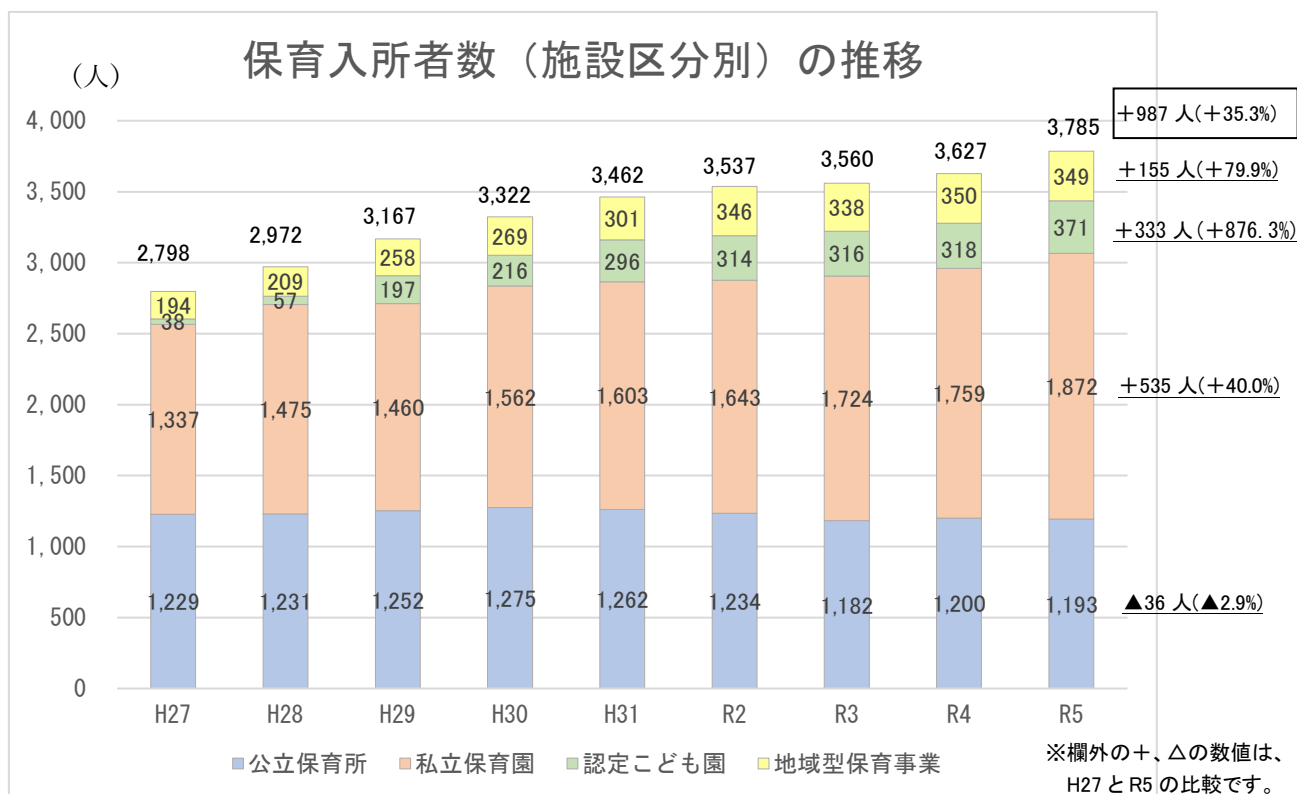
保育入所者数は、平成27年と比べて令和5年は+987人、+35.3%となっています。増加率でみると、0歳児が+97人、+50.3%、1歳児が+226人、+49.2%、2歳児が+207人、+37.1%、3歳児が+179人、+33.7%、4歳児が+137人、+26.2%、5歳児が+141人、+26.4%と顕著になっています。



※各年4月1日現在

(3) 保育入所者数（施設区分別）

これを施設区分別にみると、幼保連携型認定こども園が+333人、+876.3%、地域型保育事業が+155人、+79.9%、私立保育園が+535人、+40.0%となっています。一方、公立保育所は、前述した耐震改修工事が困難な保育所の廃止・統合などに伴い△36人、△2.9%となっています。



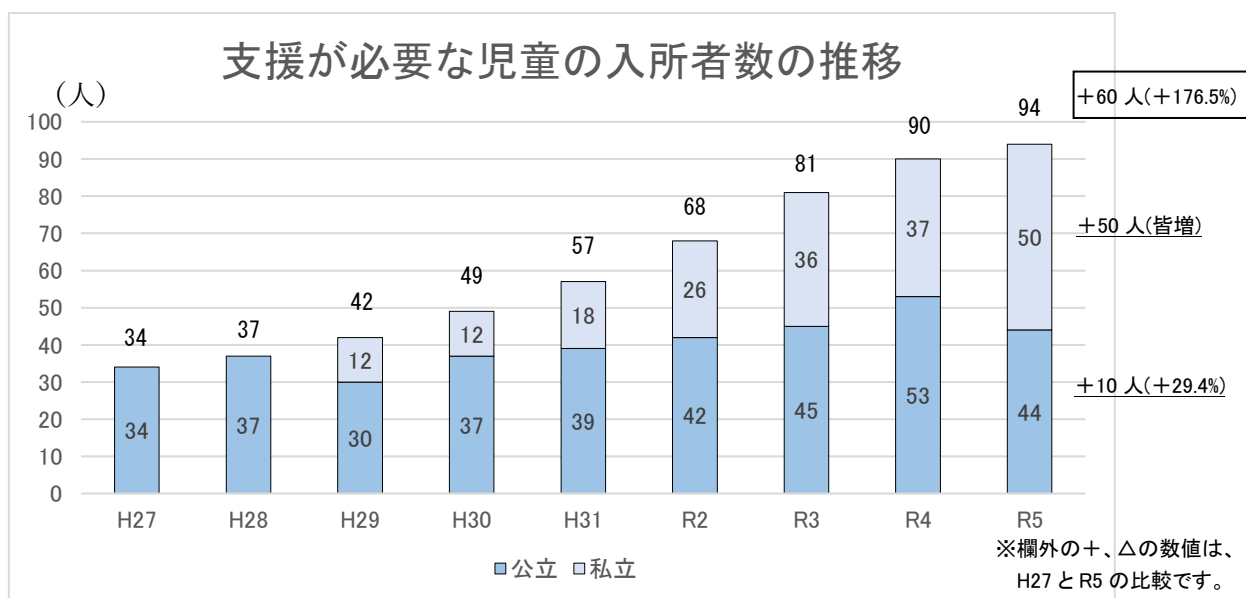
※各年4月1日現在

(4) 支援が必要な児童の入所者数

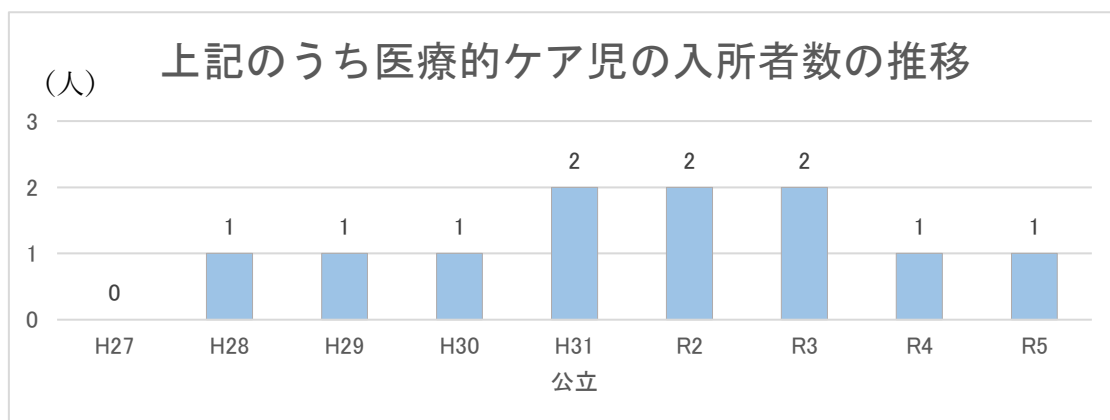
障害児や医療的ケア児など支援が必要となる児童の入所者数は増加傾向にあり、平成27年度と比べると+60人、+176.5%となっています。公立保育所に入所する児童数が多くなっていますが、私立保育園に入所する児童数の増加率が大きくなっています。

このうち、医療的ケア児の受入れは平成28年5月に公立保育所で開始しており、その後は毎年1～2人が在所しています。

現在、公立保育所では、原市保育所と大谷西保育所の2箇所を、医療的ケア児を受け入れる保育所として位置づけていますが、今後、保育需要が増加した場合は、私立保育園での受入れについても検討する必要があります。



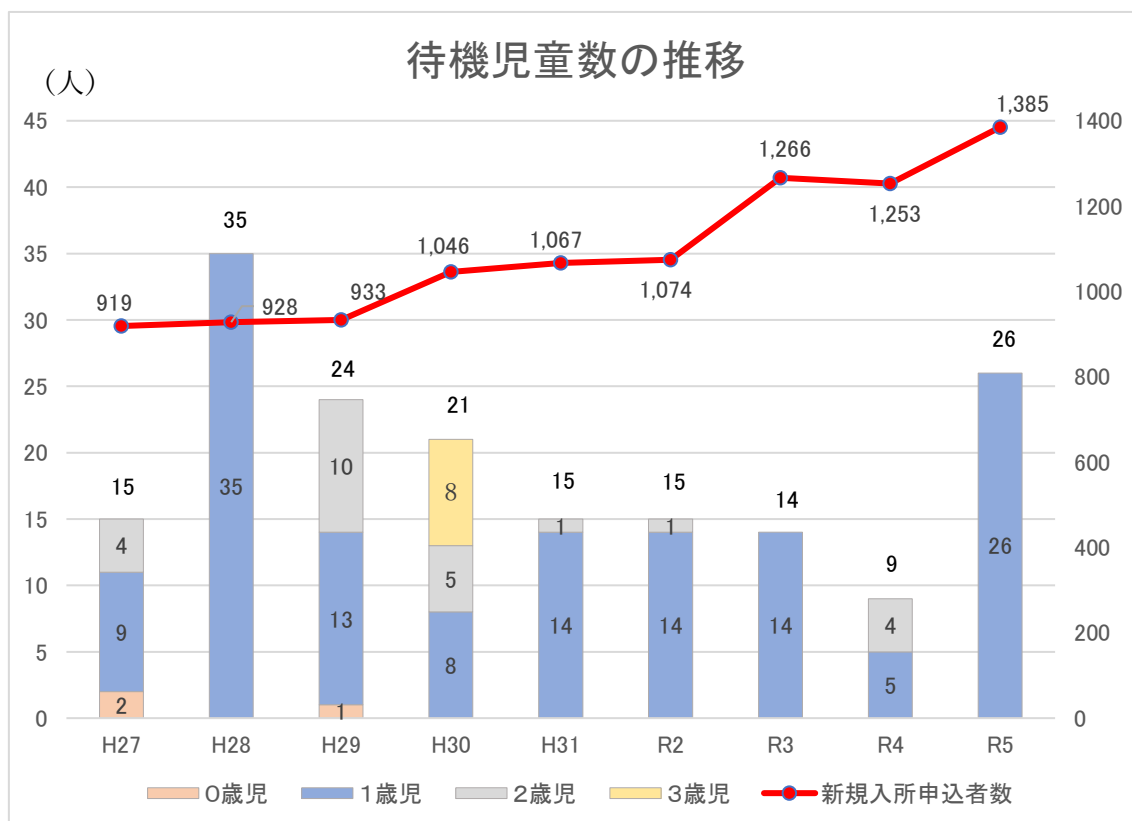
※各年度末現在



※各年度末現在

(5) 待機児童数

本市では、これまで保育供給体制の整備を進めてきた結果、待機児童数は減少傾向にありましたが、令和5年度は増加しました。待機児童は、多くが1歳児であり、その解消のためには、1歳児の保育の受け皿をさらに拡充する必要があります。令和6年度には、私立保育園1箇所、地域型保育施設4箇所が開所する予定で、待機児童数は減少するものと見込んでいます。



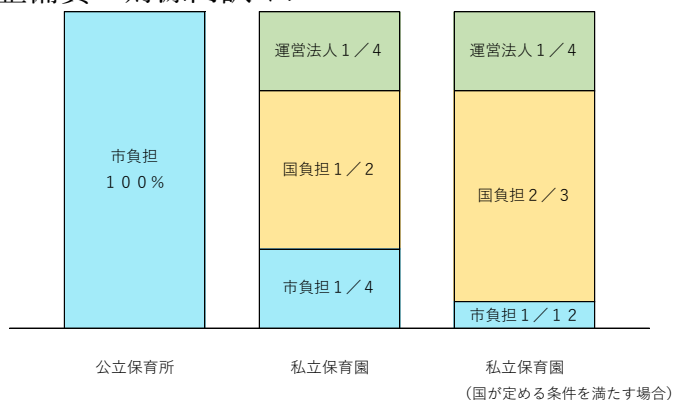
※各年4月1日現在

(2) 公立保育所の整備費

公立保育所の整備費は、その全額が市の負担となっています。一方、私立保育園の整備費は、補助対象経費の1/2に当たる額が国の補助金によって賄われるため、市の負担は1/4となります。

なお、待機児童が発生しているなど一定の条件を満たす場合は、補助対象経費の2/3に当たる額が国の交付金によって賄われるため、市の負担は1/12となります。

<整備費の財源内訳イメージ>



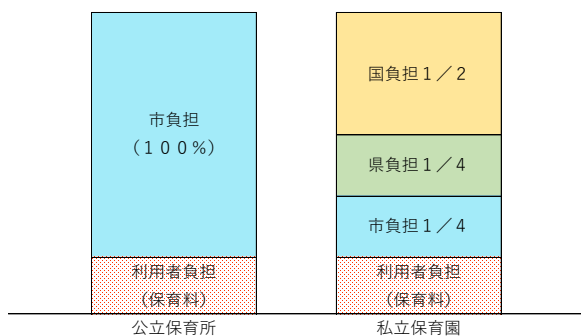
※公立保育所の整備に当たり市債を活用した場合、その償還の一部に普通交付税措置があります。

(3) 公立保育所の運営費

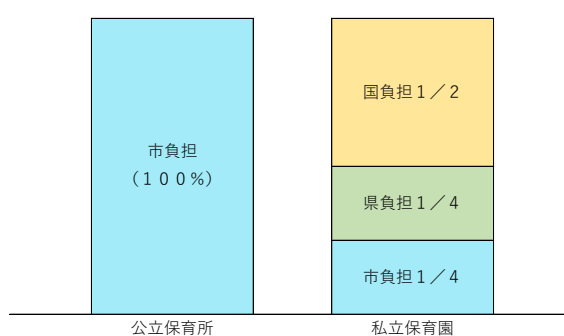
公立保育所の運営費は、利用者負担としての保育料を差し引き、その全額が市の負担となっています。一方、私立保育園の運営費は、委託費として市が施設に支給していますが、委託費から利用者負担額を差し引いた金額のうち、1/2に当たる額が国負担、1/4に当たる額が県負担によって賄われるため、市の負担は1/4となります。

なお、令和元年10月に国の制度として開始された幼児教育・保育無償化により、3歳児から5歳児までの保育料が無償化となっており、利用者負担はありません。

<運営費の財源内訳イメージ (0歳児～2歳児の場合)>



<運営費の財源内訳イメージ (3歳児～5歳児の場合)>



※上記市負担の一部に普通交付税措置があります。

5. 本市の保育環境における課題

(1) 待機児童解消の達成・継続

本市は、増加し続ける保育需要に対応するため、私立保育園の整備を積極的に推進してきたことにより保育施設数が増加し、令和6年度には、待機児童数は減少するものと見込んでいます。

一方、本市は、今後も上尾市総合計画及び上尾市総合戦略に基づき継続して移住定住政策を推進していくことから、短期的には保育需要は引き続き増加する見込みです。

そのため、待機児童解消の達成・継続のためには、保育需要の受け皿となるための保育施設の整備について、今後も積極的に推進する必要があります。

(2) 多様化する保育需要

障害児や医療的ケア児など支援を必要とする児童の受入れなどの保育需要は、未就学児人口が減少していく中でも、増加あるいは同水準で推移していくものと予想しています。そのためには、公立保育所と私立保育園を含めて受け皿となるべく保育環境を整える必要があります。

また、まずは待機児童の解消が優先課題となりますが、令和8年度に国が本格実施する「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう検討を進めておく必要があります。

(3) 公立保育所の老朽化

本市の公立保育所は、旧耐震基準の全ての公立保育所の耐震診断を実施し、令和5年度末に閉園する大石保育所を除き必要となる耐震補強工事が完了しているものの、昭和50年前後の人口急増期に建設したものが多く、施設や設備の老朽化が進行しています。

そのため、公立保育所については、多様化する保育需要を踏まえつつ、整備・運営費に係る市の負担額を考慮した上で、公立保育所のあり方を明確にし、市全体を俯瞰しながら待機児童を生じさせないための今後の整備方針を定める必要があります。

Ⅳ 公立保育所のあり方

1. 公立保育所の主な役割

(1) 市民及び地域の私立保育園の保育の相談拠点

現在、保育所では、子育てに不安や悩みを持つ保護者の子育て相談に応じていることから、今後は、公立保育所を地域子育て相談機関として位置づけ、子育て相談への対応を実施していきます。

また、地域の私立保育園については情報交換を積極的に行うとともに、将来的には保育に関する相談についても対応し、市全体の保育の質の向上を図ります。

(2) 特別な支援が必要な児童への対応

公立保育所は、私立保育園では受入れが困難な障害児や医療的ケア児など特別な支援を必要とする児童を受け入れるとともに、そのノウハウを蓄積し研修会等を通じて情報共有を図ることにより、私立保育園での受入れを支援します。

(3) 風水害等の災害時における臨時休園時の代替保育

風水害等の災害時においては、その状況下で社会的要請が強いエッセンシャルワーカーの児童について、安全に保育を実施することが可能な公立保育所において保育を提供します。

(4) 保育入所者数の調整

保育需要の増減に伴い、市内保育施設の総定員数が保育需要を上回る供給過剰の状態又は、保育需要を下回る供給不足の状態になることも予想されます。その際には、公立保育所が供給調整の役割を担っていきます。

2. 公立保育所の配置方針

待機児童の解消を図りつつ、限られた財源の中で、より効果的かつ効率的な保育行政を運営していくためには、公立保育所は「1. 公立保育所の主な役割」を踏まえた上で、必要かつ最低限の数にすることとします。なお、その配置に当たっては、交通状況に留意する必要があり、以下の方針で公立保育所を配置することとします。

<公立保育所の配置方針>

鉄道で交通が分断される上尾及び原市地区を考慮しつつ、市域全体にバランスよく公立保育所を配置するには、市域を7つのエリア（上尾東エリア、上尾西エリア、原市東エリア、原市西エリア、上平エリア、大谷・平方エリア、大石・平方エリア）に区分し、各エリアに公立保育所を原則1箇所配置します。

3. 公立保育所の更新に係る基準

「2. 公立保育所の配置方針」で定める市域の7つのエリアの中において、公立保育所の更新に係る基準は以下のとおりとします。

- (1) 原則、各エリアにおいて目標耐用年数が最も多く残る公立保育所以外の公立保育所は更新せず、同エリア内等に私立保育園又は地域型保育事業を誘致する。
- (2) 公立保育所の耐用年数については、上尾市公共施設等総合管理計画に基づくこととし、長寿命化が可能な施設は最大20年延長できるものとする。なお、延長する期間の設定に当たっては、入所児童への影響を考慮することとする。
- (3) 更新しない公立保育所については、保育需要の状況によって当該土地に私立保育園等を誘致することも視野に入れる。

令和5年度の各エリアにおける公立保育所の配置状況

①上尾東エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
あたご保育所	昭和48年4月1日	鉄骨造	令和15年3月31日	
緑丘保育所	昭和51年4月1日	R C造	令和18年3月31日	
上尾保育所	平成4年4月1日	R C造	令和34年3月31日	更新

②上尾西エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
上尾西保育所	平成14年2月1日	鉄骨造	令和44年1月31日	更新

③上平エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
上平保育所	昭和53年4月1日	鉄骨造	令和20年3月31日	更新

④大谷・平方エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
大谷保育所	昭和49年4月1日	R C造	令和16年3月31日	
大谷西保育所	令和5年4月1日	鉄骨造	令和65年3月31日	更新

⑤原市東エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
かわらぶき保育所	平成11年11月1日	R C 造	令和41年10月31日	更新

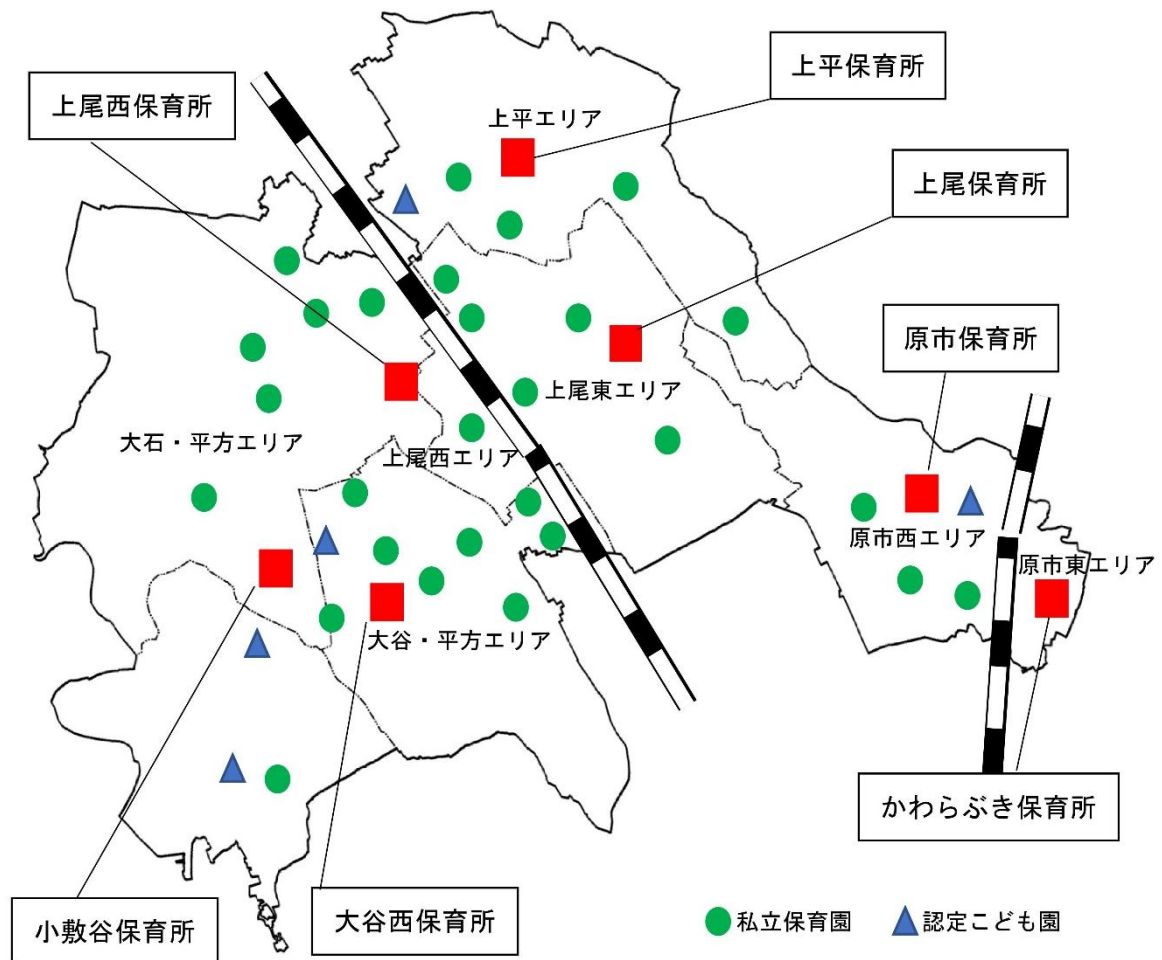
⑥原市西エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
原市南保育所	昭和51年4月1日	R C 造	令和18年3月31日	
原市保育所	平成28年10月1日	鉄骨造	令和58年9月30日	更新

⑦大石・平方エリア

施設名	開設年月日	建物構造	標準使用年到来年月日	備考
小敷谷保育所	昭和50年4月1日	R C 造	令和17年3月31日	更新
畔吉保育所	昭和57年4月1日	R C 造	令和24年3月31日	

令和 37 年度末の各エリアにおける公立保育所の配置図（イメージ）



4 公立保育所の改修

公立保育所は開設から長い期間が経過しており、修繕が必要な箇所が多く出ております。

「3 公立保育所の更新に係る基準」にて示した長寿命化する予定の施設のみでなく、目標使用年数までの使用となる見込みの施設も含め、老朽化した施設の改修やトイレの洋式化、空調改修等の適切な修繕を実施していきます。

V 今後の保育需要と必要となる保育施設数の見込み

1. 保育需要の見込みと予想される待機児童数

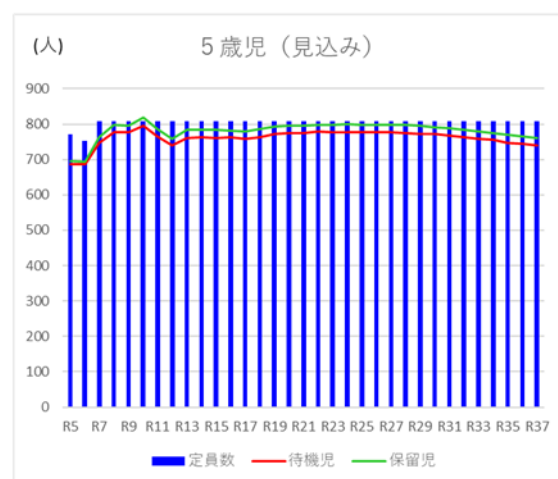
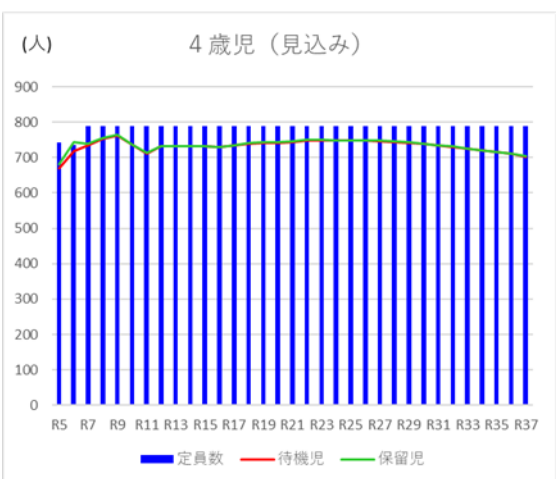
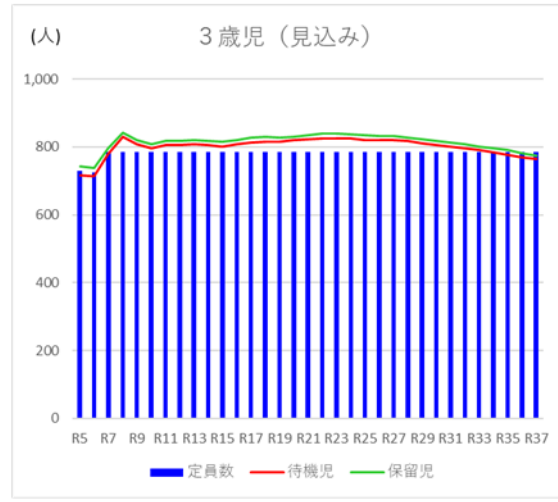
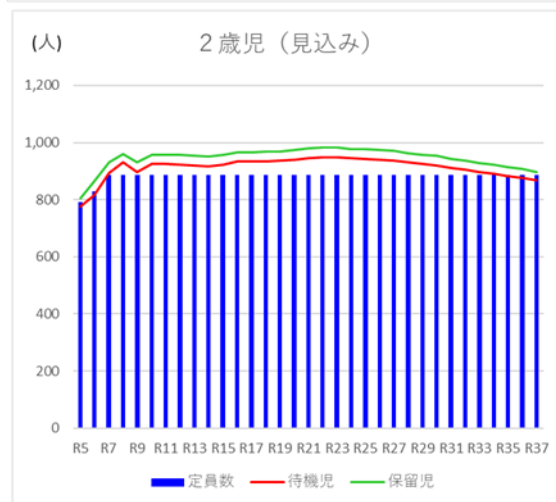
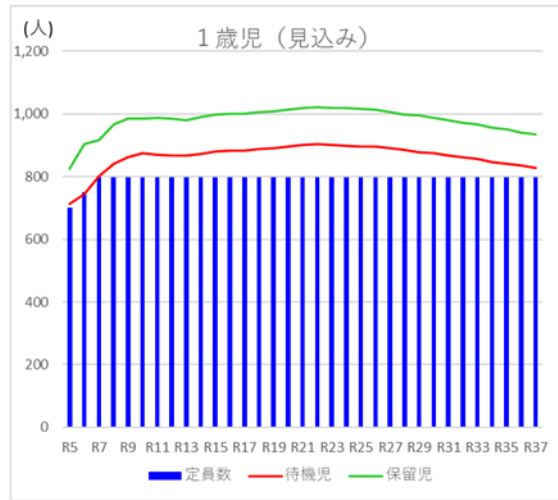
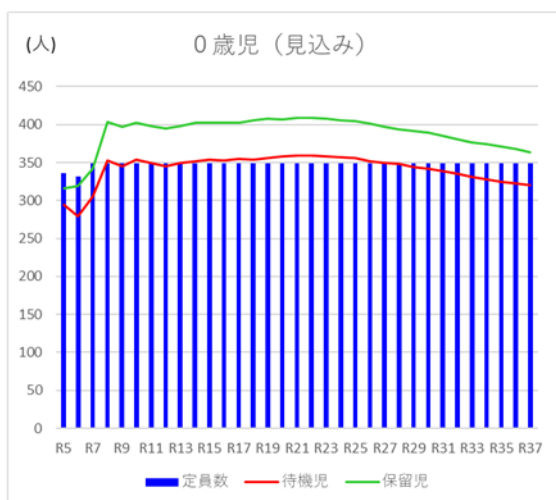
今後の保育需要を見込むため、平成31年から令和7年までの「埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）」を基礎データとして、コーホート変化率法により本市の人口推計を行い、そこに令和7年4月の保育入所者数及び待機児童数等を踏まえ、令和37年度までの保育需要を予測しました。

その保育需要と、令和7年4月現在の保育供給を令和37年度まで据え置いた場合を比べ、待機児童数を見込んだものが次表となります。

※青色の棒グラフは保育所の定員数を表し、赤い折れ線グラフは保育需要を表しております。

※水色の棒グラフ（定員数）が赤い折れ線グラフ（保育需要）を下回る場合、待機児童が発生することを意味します。

＜保育需要の見込みと予想される待機児童数＞



2. 待機児童を解消するために必要となる保育施設数

「1. 保育需要の見込みと予想される待機児童数」で予測した保育需要を充足するために必要な施設数を見込むに当たっては、私立保育園は1施設定員75人、地域型保育事業は1施設定員19人と仮定するとともに、公立保育所は、「IV 3. 公立保育所の更新に係る基準」に基づき試算しました。

公立保育所が7箇所となることを踏まえた上で、継続して待機児童を解消していくためには、令和37年度までに、これから私立保育園を7箇所、地域型保育事業を6箇所増やす必要があります。

			R5	R6		R7		R8		R9		R10		R11	
				増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
必要な保育施設数	認可保育所	私立	31	32	1	35	3	36	1	38	2	38		38	
		公立	14	12	▲2	12		12		12		12		12	
	小規模保育室		22	26	4	26		27	1	29	2	29		29	

			R12		R13		R14		R15		R16		R17	
			増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
必要な保育施設数	認可保育所	私立	38		38		40	2	41	1	41		42	1
		公立	12		12		12		11	▲1	10	▲1	10	
	小規模保育室		29		31	2	31		32	1	32		32	

			R18		R19		R20		R21		R22		R23	
			増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
必要な保育施設数	認可保育所	私立	42		42		42		42		42		42	
		公立	8	▲2	8		8		8		8		8	
	小規模保育室		32		32		32		32		32		32	

			R24		R25		R26		R27		R28		R29	
			増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
必要な保育施設数	認可保育所	私立	42		42		42		42		42		42	
		公立	7	▲1	7		7		7		7		7	
	小規模保育室		32		32		32		32		32		32	

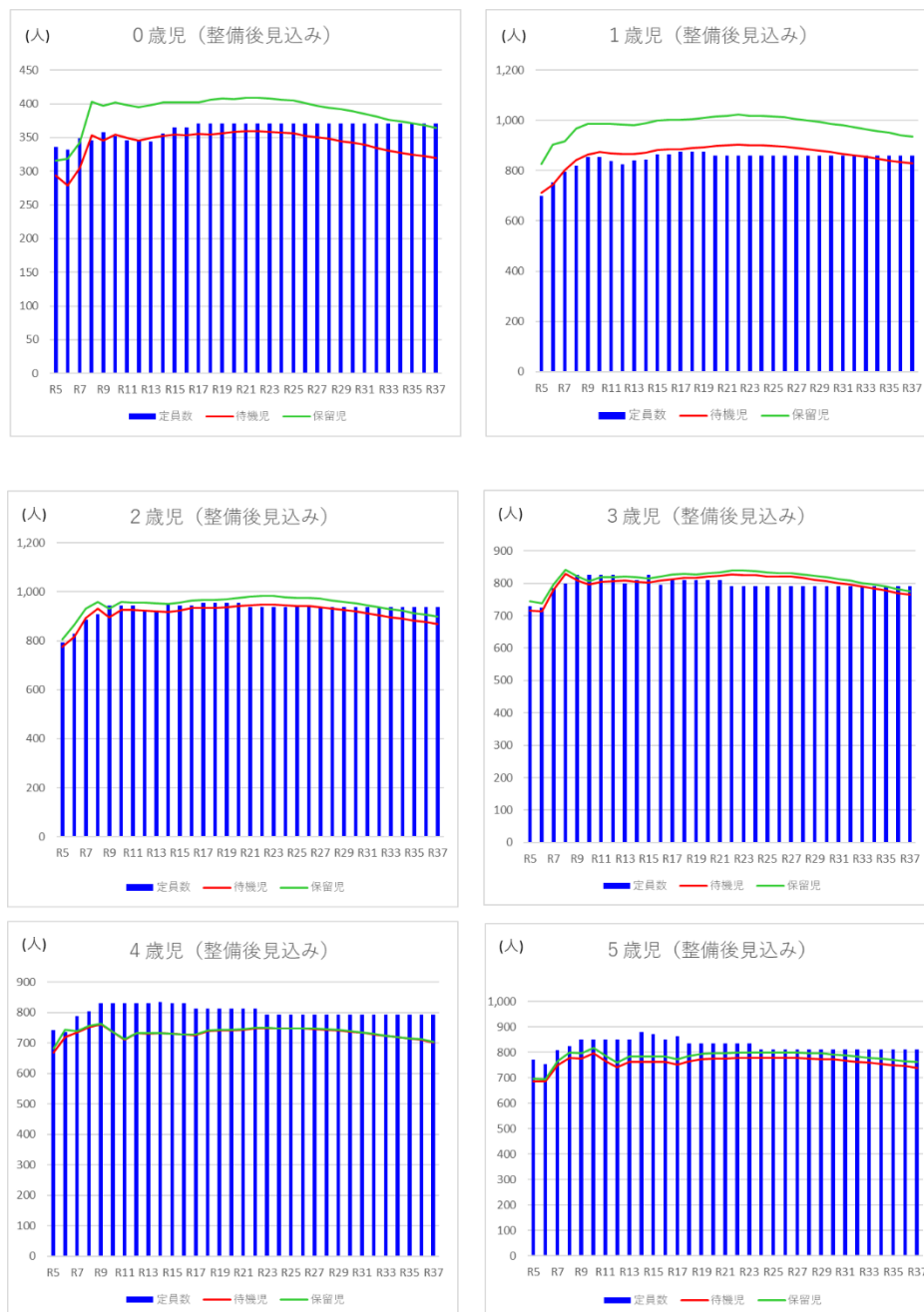
			R30		R31		R32		R33		R34		R35	
			増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減	増減
必要な保育施設数	認可保育所	私立	42		42		42		42		42		42	
		公立	7		7		7		7		7		7	
	小規模保育室		32		32		32		32		32		32	

			R36		R37		増減 合計
			増減	増減	増減	増減	
必要な保育施設数	認可保育所	私立	42		42		7
		公立	7		7		▲5
	小規模保育室		32		32		6

＜待機児童を解消するために必要となる保育施設数＞

※ 認可保育所（公立）の各年の数値は一律に目標耐用年数で設定しています。RC造については、その都度、躯体の健全性調査により延命化の可否を判断するため、保育需要の状況に鑑み、延命できるものは有効利用していきます。

参考 ＜保育施設を整備したときの待機児童数＞



本計画の推進により目指すもの

今後は、私立保育園等を誘致するなど本計画に基づき保育施設を整備し、待機児童解消を継続していくとともに、保育需要については毎年度見込むことで、適切な保育環境の整備・維持に努めていきます。

本計画を推進することにより、子育て世帯の支援体制を整え、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を図ることにより、社会の宝である子どもにとって安心・安全な保育環境を目指します。

改訂履歴

令和 6 年 8 月 令和 6 年の人口と入所申込の実績値を基に今後の保育需要と必要となる保育施設数の見込みを改訂

令和 6 年 1 2 月 誰でも通園制度の需要を見込み、保育需要に追加した。

令和 8 年 2 月 令和 7 年の人口と入所申込の実績値を基に今後の保育需要と必要となる保育施設数の見込みを改訂

令和 8 年 5 月 『上尾市公共施設等総合管理計画』改訂に伴う修正
公立保育所の改修に係る記載を追加

上尾市保育環境整備計画

令和8年5月 発行

発行編集 上尾市 こども未来部 保育課

〒362—8501 上尾市本町三丁目1番1号

TEL : 048—775—5044

FAX : 048—774—5342